

奈井江町事業応援給付金 申請要領

令和2年6月29日

I 趣旨・概要

1 趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業者で、国の「持続化給付金」の対象の範囲外の事業者に対し、事業の継続を支援するため、町独自の給付金を支給します。

2 給付額

・法人、個人事業主を問わず 10 万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。

・給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比減少率▲20～50%×12か月）

※売上の減少を比較する対象の月は、2020年2月から6月までの間のひと月を事業者が任意に選択します。

※給付額は、円単位とします。（計算の結果、円未満の端数があるときは、その端数は切捨てます。）

3 給付対象

- ・法人：町内に事業所を持つ中小法人等（資本金10億円以上の大企業を除いた法人）を対象とし、社会福祉法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。
- ・個人事業主：町内に在住し、事業を行う、フリーランスを含む個人事業主が広く対象となります。
- ・法人、個人とも、2019年以前から事業により事業収入（売上）等を得ており、今後も事業を継続する意思があることが必要です。

■問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118

✉ shoko@town.naie.lg.jp

（町事業応援給付金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

II 申請要件等

1 給付対象者（法人）

(1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

①資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。

②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断します。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。）

(2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

(3) 2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年2月から2020年6月まで（2020年6月以前に申請する場合は、申請する月の前月まで）の間で、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として北海道や町から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

(4) 町内に事務所又は事業所を有する法人であること。

※「事務所又は事業所」とは、事務又は事業の必要から設けられた人的及び物的設備（「人」と「物」の両方が必要）であって、そこで継続して事務又は事業が行われる場所をいいます。このことから、法人町民税を納付している法人は、町内に事務所又は事業所を有する法人とします。それ以外の法人は、事務所又は事業所の実態に即して判断します。

2 給付対象者（個人）

（1） 2019年以前から事業により事業収入（売上）等を得ており、今後も事業継続する意思があること。

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、2019年の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

※個人事業者等で主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合も、給付対象となる場合があります。（取扱いは国の「持続化給付金」に準じます。）

（2） 2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年2月から2020年6月まで（2020年6月以前に申請する場合は、申請する月の前月まで）の間で、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

※青色申告を行っている場合、年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用います。ただし、青色申告を行っている者で、①所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は住民税の申告書類の控えを用いる場合には、月次の事業収入を確認できないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として北海道や町から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

（3） 町に在住（住民基本台帳に登録）している者で、町内に事務所又は事業所を有すること。

※「事務所又は事業所」とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備（「人」と「物」の両方が必要）であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

※特定の事業所を必要としない業態の個人事業主の場合は、実態に即して判断します。例えば、

特定の店舗を持たず第三者からの請負により建築工事に携わる個人事業主のような場合は、自宅を事務所とみなして取り扱います。

3 不給付要件等

・下記の(1)から(9)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 暴力団等（次のアからオのいずれかに該当する場合をいいます。）

ア 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。

エ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

- (6) 町税等を滞納している者

※「町税等」とは、町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道料をいいます。ただし、納付の猶予を受けているものを除きます。

※法人の場合は、法人及びその代表者とします。

- (7) 申請した時点における国の持続化給付金の給付対象者
- (8) 2020年2月から6月までを対象月とする町事業応援給付金の給付を受けたことがある者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと町が判断する者

・町へ申請した以降に売上が50%以上減少した月が生じ、国へ持続化給付金を申請し給付されたとしても、町から受給済みの支援金を返還する必要はありません。

4 申請期間・方法

(1) 申請期間

令和2年5月15日から令和2年7月31日まで

(2) 申請方法

郵送又は電子メールによる提出

5 誓約事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の8項目の全てに対して誓約する必要があります。(誓約書を提出していただきます。)

●誓約事項

- (1) 給付対象者の要件を満たしており、かつ、不給付要件に該当しないこと。
- (2) 申請書類の内容が虚偽でないこと。
- (3) 不正受給等が発覚した場合には、支援金の返還に応じ、奈井江町が事業者名を公表することに同意すること。
- (4) 町が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- (5) 暴力団等に該当しないこと。
- (6) 町が町税、町使用料及び水道使用料(企業団)の情報の記録を閲覧することに同意すること。
- (7) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・警察・保健所・国・北海道等)の求めに応じて提供することに同意すること。

6 給付額の算定方法

- ・給付金の額は、10万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度（法人の場合は当該法人の事業年度。個人の場合は1月～12月。以下同じ）の直前の事業年度における年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたもの（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。）とします。
- ・個人事業主で白色申告を行っている者又は青色申告を行っている者で①所得税青色申告決算書を提出しない者、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※月間事業収入が、前年同月比50%未満～20%以下となる月で任意で選択した月を『対象月』と呼びます。対象月は、2020年2月から6月までの間で、事業者が選択した月とします。

(例)

- ①3月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は、2018年4月から2019年3月となります。
- ②12月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は、2019年1月から2019年12月となります。

■減少率の算定式

D：減少率

B：対象月の月間事業収入

X：対象月の前年同月の月間事業収入

$$D = (B - X) / X$$

■給付額の算定式

S：給付額（上限10万円）（※千円未満は切り捨て）

A：年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

※給付の上限は10万円となります。

※個人事業者等で主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合の算定方法は、国の持続化給付金に準じて取り扱います。

7 給付額の算定例

(1) 算定例1 (法人の場合)

	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年度	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40
	500											
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	40											

- ・直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円
 - ・直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円
 - ・2020年4月（対象月）の月間事業収入：40万円
- ・直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が40万円であるため減少率は20%となり、給付対象になります。

$$20 \text{万円} = 500 \text{万円} - 40 \text{万円} \times 12$$

$$20 \text{万円} > 10 \text{万円（上限額）}$$

給付額 10万円

(2) 算定例2 (白色申告の場合)

	2019年											
	300											
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	25	25	15								

- ・2019年の年間事業収入：300万円
 - ・2019年の月平均の事業収入：300万円／12＝25万円
 - ・2020年4月（対象月）の月間事業収入：15万円
- ・2019年4月分の月間事業収入が25万円(2019年の年間事業収入の月平均額)、2020年4月の月間事業収入が15万円であるため減少率は40%となり、給付対象になります。

$$120 \text{万円} = 300 \text{万円} - 15 \text{万円} \times 12$$

$$120 \text{万円} > 10 \text{万円（上限額）}$$

給付額 10万円

Ⅲ 申請手続き

1 申請書類

(1) 法人の場合

①申請書	(町様式)
②確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一の控え（1枚） ・法人事業概況説明書の控え（2枚（両面）） ・e-Tax 受信通知（1枚（該当する場合のみ）） <p>※対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出してください。</p> <p>※少なくとも、確定申告書別表一の控えには、収受日付印が押されていることが必要です。</p> <p>※e-Tax をご利用の方は、収受印に代えて、①確定申告書の上部に「電子申告日時」「受付番号」の記載または②受信通知の写しの提出が必要です。</p>
③2020年1月から申請月の前月までの売上台帳等	<p>※対象月を含む、2020年1月から申請月の前月までの月ごとの事業収入額が分かる売上台帳等を提出してください。</p> <p>※フォーマットの指定はありません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。</p> <p>※書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが2020年1月から申請月の前月までのものであることが確認できる資料を提出してください。（2020年●月と明確に記載されている等）</p>
④通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名義の通帳の写し <p>※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるよう、必要であれば通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。</p> <p>※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。</p>
⑤誓約・同意書	(町様式)

(2) 個人の場合

①申請書	(町様式)
②確定申告書類	<p>【青色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え（1枚） ・所得税青色申告決算書の控え（2枚） ・e-Tax 受信通知（1枚（該当する場合のみ）） <p>※2019年分を提出してください。</p> <p>※少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていることが必要です（町を経由して提出している場合は、收受日付印の押印がなくても可）。</p>
	<p>【白色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え（1枚） ・e-Tax 受信通知（1枚（該当する場合のみ）） <p>※2019年分を提出してください。</p> <p>※收受日付印が押印されていることが必要です（町を経由して提出している場合は、收受日付印の押印がなくても可）。</p>
	<p>※e-Tax をご利用の方は、收受印に代えて、①確定申告書の上部に「電子申告日時」「受付番号」の記載または②受信通知の写しの提出が必要です。</p>
③2020年1月から申請月の前月までの売上台帳等	<p>※対象月を含む、2020年1月から申請月の前月までの月ごとの事業収入額が分かる売上台帳等を提出してください。</p> <p>※フォーマットの指定はありません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。</p> <p>※書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが2020年1月から申請月の前月までのものであることが確認できる資料を提出してください。（2020年●月と明確に記載されている等）</p>
④通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の通帳の写し <p>※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるよう、必要であれば通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。</p> <p>※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。</p>

⑤本人確認書類	<p>・本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。</p> <p>(1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）</p> <p>(2) 個人番号カード（オモテ面のみ）</p> <p>(3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）</p> <p>(4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）</p> <p>※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができるものとします。</p> <p>(5) 住民票の写し及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ</p> <p>(6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方※各種健康保険証は両面</p>
⑥誓約・同意書	(町様式)

※個人事業者等で主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合の算定方法は、国の持続化給付金に準じて取り扱います。

2 申請書の取得

原則として町ホームページ

URL : <http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

3 申請書類の提出

町へ郵送またはメール（押印原本、添付書類のスキャンデータ）

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118 ☒ shoko@town.naie.lg.jp

IV 証拠書類、給付額等に関する特例

(1) 法人の場合

直前の事業年度の確定申告が完了していない場合	
	<p>・直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、相当の事由により対象月の直前の事業年度の確定申告書類の控えが提出できない場合又は直前の事業年度の確定申告書別表第一の控えに収受日付印が押印されていない場合、下記の書類を代替の証拠書類等として提出することができます。</p> <p>● 2 事業年度前の確定申告書類の控え または</p> <p>● 税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類（様式自由）</p>
証拠書類等	<p>① 2 事業年度前の確定申告書類の控え または 税理士の署名押印済の前事業年度の事業収入証明書類 ※ 2 事業年度前の確定申告書類の控えを提出した場合は、減少率・給付金の算定も 2 事業年度前と比較して行います。</p> <p>② 対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>③ 通帳の写し</p>

季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）	
	<p>・収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合、特例の適用を選択することができます。</p> <p>※ただし、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。</p> <p>● 適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。</p> <p>適用条件①：少なくとも 2020 年の任意の 1 か月を含む連続した 3 か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の 3 ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて 20%以上 50%未満減少していること。</p> <p>適用条件②：基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の 50%以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の 50%以上を占めること。</p>

※対象期間の終了月は 2020 年 7 月以前とします。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限 10 万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

証拠書類等	①基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え ※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分
	②対象期間の売上台帳等
	③通帳の写し

■算定例

2019 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	150	300	150	10	10	0	0	0	0	0	0	30
	600 基準期間											
650 (年間売上高)												
2020 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	100	200	10									
	400 対象期間											

適用条件①：対象期間 3 か月 = 600 万円

前年同期間 3 か月（基準期間）の事業収入 = 400 万円

600 万円 → 400 万円（▲33%）

適用条件②：基準期間の属する事業年度の年間事業収入 = 650 万円

基準期間の事業収入の合計 = 600 万円 → 50%以上を占める

600 万円（基準期間事業収入） - 400 万円（対象期間事業収入） = 200 万円

200 万円 > 10 万円（上限額）

給付額 10 万円

公益法人等特例

- ・公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO 法人等）である場合は、直前の事業年度の年間収入がわかる書類として、下記を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

●法人種別による年間収入計算書類の例

法人種別	年間収入の計算書類等
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書
NPO法人	活動計算書

証拠書類等	<p>①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類 ※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。</p> <p>②対象月の売上台帳等</p> <p>③通帳の写し</p> <p>④履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p>
-------	---

■算定式

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限 10 万円）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

B：対象月の月間収入

※A・Bは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

(2) 個人の場合

2019年分の確定申告書類の控えを提出できない場合

【A-1】2019年分の確定申告の義務がない場合や、その他相当な事由により提出できない場合

証拠書類等

2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え
(収受印が押印されたもの)

●上記の書類は、月別の収入が確認できないため、年間事業収入を12か月で割って月平均の事業収入を算定し、2020年の対象月の事業収入と比較します。

●比較の結果、20%以上50%未満減少している場合は、給付対象となります。

■算定式

2019年の年間事業収入 300万円 ÷ 12か月 = 月平均の事業収入 25万円

2020年4月の月間事業収入 15万円 (▲40%)

$300\text{万円} - (15\text{万円} \times 12) = 120\text{万円} > 10\text{万円}$ (上限額)

給付額 10万円

2019年分の確定申告書類の控えを提出できない場合

【A-2】「確定申告期限の柔軟な対応について」に基づいて、2019年分の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当事由により提出できない場合

証拠書類等

2018年分の確定申告書類の控えまたは2018年分の住民税の申告書類の控え

●2018年分の確定申告書類の控えを提出する場合、事業収入の比較は2018年と比較することになります。

季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい事業者）

・収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合、特例の適用を選択することができます。

※ただし、所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて20%以上50%未満減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。

※対象期間の終了月は2020年7月以前とします。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限10万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

証拠書類等	①基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え ※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分
	②対象期間の売上台帳等
	③通帳の写し
	④本人確認書類

■算定例

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	0	0	300	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	150
	500 基準期間												350 対象期間			
	500 (年間売上高)															

適用条件①：対象期間 3 か月 = 500 万円

前年同期 3 か月（基準期間）の事業収入 = 350 万円

500 万円 → 350 万円（▲30%）

適用条件②：基準期間の属する事業年度の年間事業収入 = 500 万円

基準期間の事業収入の合計 = 500 万円 → 50% 以上を占める

500 万円（基準期間事業収入） - 350 万円（対象期間事業収入） = 150 万円

150 万円 > 10 万円（上限額）

給付額 10 万円

※上記のほか、通常申請の特例は国の持続化給付金の申請要領、申請規程等に準じて
取り扱います。